株式交換に係る事前開示書類の変更事項

（会社法第782条第１項及び会社法施行規則第184条第1項第6号に基づく変更後の事項の開示）

2022年５月27日

川崎近海汽船株式会社

2022年５月27日

株式交換に係る事前開示書類の変更事項

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
川崎近海汽船株式会社
代表取締役社長 久下　豊

当社及び川崎汽船株式会社（以下「川崎汽船」といい、当社と川崎汽船を総称して「両社」といいます。）は、2022年３月16日に開催された両社の取締役会において、川崎汽船を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で、両社間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関し、当社は、2022年４月25日付けで、会社法第782条第１項及び会社法施行規則第184条の定める事前開示事項を記載した書面を備置しておりますが、記載事項の一部に変更が生じましたので、会社法第782条第１項及び会社法施行規則第184条第1項第6号の規定に基づき、以下のとおり変更いたします。

１．2022年５月９日開催の川崎汽船取締役会において2022年３月期に係る計算書類が承認されましたので、「別紙３」の内容を、別添のとおり変更いたします。

以上

別紙３　川崎汽船の最終事業年度（2022 年３月期）に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

1 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

〔一般概況〕

当期(2021年４月１日から2022年３月31日まで)における世界経済は、オミクロン株など新型コロナウイルスの感染再拡大がみられたものの、前期からの回復による反動もあり、通年では高い成長率となりました。

国内経済は、相次ぐ緊急事態宣言の発令により回復が遅れていましたが、ワクチン接種の進展とそれに伴う活動制限の緩和を背景に個人消費の回復が明確化し、プラス成長となりました。

このような事業環境のもとで当社は、５月にローリングプランでの経営計画を発表し、自営事業４本柱の磨き上げ、アジアを中心としたグローバル展開の加速、新たな事業領域への挑戦、コンテナ船事業の競争力向上、継続的な財務基盤の拡充に取り組んでまいりました。また、11月には、気候変動対策に関する取組みを強化するため、環境に関わる長期指針「“K”LINE環境ビジョン2050」の一部を見直し、新たな2050年目標として「GHG（温室効果ガス）排出ネットゼロに挑戦する」という高い目標を定め、安全・環境・品質への取組みも積極的に進めてまいりました。

自営事業では船隊規模適正化の継続推進、安定収益を重視した投資の厳選、徹底した配船効率追求、顧客への提案力強化を通じた収益成長などにより、全セグメントでの黒字化を達成しました。

また、当社持分法適用会社であるOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.（以下、「ONE社」という）の業績が、旺盛な貨物需要に対応した機動的なオペレーションと高水準で推移した運賃市況などにより、大きく改善しました。

これらの企業価値向上に向けた取組みと、市況などに起因する収益の改善により、自己資本拡充は2030年度の目標を前倒しで達成するとともに、不採算船処分・事業撤退の構造改革を推進しました。

以上の結果、当期の連結売上高は7,569億83百万円（前期比1,314億96百万円の増加）、営業利益は176億63百万円（前期は212億86百万円の損失）、経常利益は6,575億４百万円（前期比5,680億６百万円の増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,424億24百万円（前期比5,337億28百万円の増加）となりました。

なお、当期の平均為替レートは、112.06円／US$（前期比6.27円／US$の円安）、燃料油価格は、US$550.66／MT※（前期比US$187.60／MT高）となりました。

※MT:メトリックトン（1メトリックトンは1,000キログラム）

売上高	営業損益	経常損益	親会社株主に帰属する当期純損益
7,570億円	177億円	6,575億円	6,424億円
（前期比 21.0%増）	（前期は 213億円の損失）	（前期比 7.3倍）	（前期比 5.9倍）

ドライバルクセグメント

売上高 2,765億円（前期比51.9%増⬆）

セグメント損益 237億円（前期は91億円の損失）

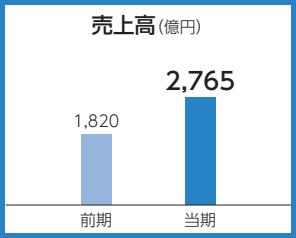

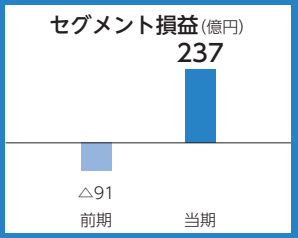

［ドライバルク事業］

大型船市況は、上半期は中国をはじめとした各国において輸送需要が堅調に推移し、期央にかけて各国の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)（以下、「新型コロナウイルス感染症」という。）拡大防止に伴う検疫体制の強化や極東での滞船増加により、船腹需給が引き締まり、総じて高水準で推移しました。

下半期には、中国の粗鋼生産抑制や鉄鉱石及び石炭の主要産地における荒天による出荷減少の影響を受け市況が軟化したものの、年間を通じ振れ幅を伴いながら概ね堅調に推移しました。

中・小型船市況は、上半期は中国の経済活動再開、ブラジル出し中国向け穀物の堅調な輸送需要等に加えて石炭、マイナーバルクなどの輸送需要が増加し、滞船の影響も受け、期央にかけ上昇しました。下半期は滞船の緩和やインドネシア炭の輸出禁止による混乱に伴い軟化しましたが、ロシア・ウクライナ情勢の影響で穀物が代替地から積み出されるなどの輸送パターンの変化を受け期末に再度上昇しました。

このような状況下、ドライバルクセグメントでは、市況エクスポージャーを適切に管理すると同時に運航コストの削減や配船効率向上に努めました。

以上の結果、ドライバルクセグメント全体では、前期比で増収となり、黒字に転換しました。

エネルギー資源セグメント

売上高 897億円（前期比15.6%増⬆）

セグメント損益 48億円（前期比344.9%増⬆）

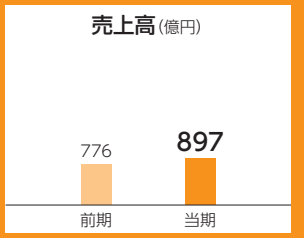

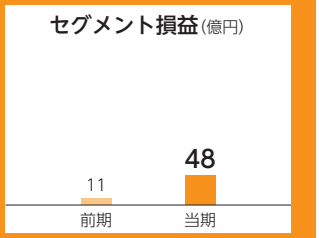

[油槽船事業・電力事業]

大型原油船、LPG船及び電力炭船は中長期の傭船契約のもとで順調に稼働し、安定的に収益に貢献しました。

[液化天然ガス輸送船事業・海洋事業]

LNG船、ドリルシップ（海洋掘削船）及びFPSO（浮体式石油・ガス生産貯蔵積出設備）は中長期の傭船契約のもとで順調に稼働し、安定的に収益に貢献しました。

オフショア支援船事業においては、油価は回復したものの、市況低迷が継続しました。

なお、2021年12月17日に公表しましたとおり、オフショア支援船事業を営む連結子会社K LINE OFFSHORE ASの保有する全ての船舶を売却し、同社を2023年３月期上半期に清算予定です。

以上の結果、エネルギー資源セグメント全体では、前期比で増収増益となりました。

製品物流セグメント

売上高 3,802億円（前期比11.9%増）

セグメント損益 6,408億円（前期比513.0%増）

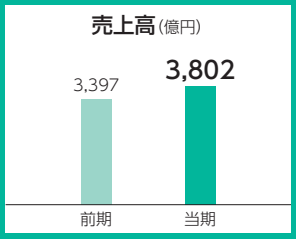

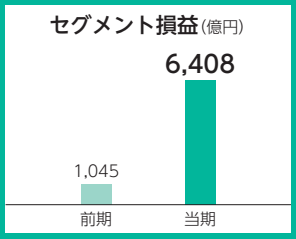

［自動車船事業］

世界自動車販売市場は、半導体及び自動車部品の供給不足並びにロシア・ウクライナ情勢の影響で、一部で生産・出荷への影響があったものの、前期の新型コロナウイルス感染症の影響からの回復基調が継続しました。燃料単価上昇の継続による影響を受けたものの、輸送需要は回復しました。

［物流事業］

国内物流・港湾事業では、国内コンテナターミナルの取扱量は前期比で増加しました。曳船事業では作業数が堅調に推移しました。倉庫事業は継続して堅調に推移しました。

国際物流事業では、航空フォワーディング事業の荷動きが改善しました。完成車物流事業では、在庫保管サービスの取扱量は低調に推移しました。

［近海・内航事業］

近海事業では、鋼材・木材の輸送需要は、堅調に推移しましたが、バルク輸送では、当期の輸送量は前期を下回り、近海船全体では、当期の輸送量は前期を下回りました。

内航事業では、フェリー輸送の市況は堅調に推移し、輸送量は前期を上回りました。定期船輸送では、木材製品・食品貨物などの取り込みを図り、輸送量は前期を上回りました。不定期船輸送では、石灰石・石炭の各専用船は安定した稼働となり、一般貨物船では国産材の需要増により、輸送量は前期を上回りました。

［コンテナ船事業］

当社持分法適用関連会社であるONE社は、サプライチェーンの混乱と旺盛な荷動きにより輸送需給がひっ迫するなか、全航路において運賃が高水準で推移したことにより、業績は前期比で大幅な増益となりました。

以上の結果、製品物流セグメント全体では、前期比で増収増益となりました。

その他

売上高構成比
1.4%

売上高 106億円
（前期比59.6%減↓）

セグメント損益 1億円の損失
（前期は11億円の利益）

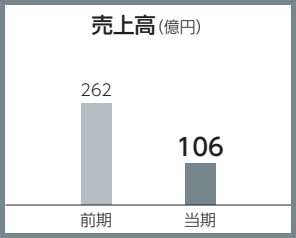

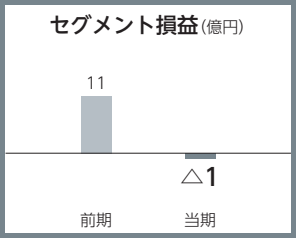

その他には、船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等が含まれており、当期業績は前期比で減収減益となりました。

(２)財産及び損益の状況の推移

区　　分	第151期 2019年３月期	第152期 2020年３月期	第153期 2021年３月期	第154期(当期) 2022年３月期
売上高 (百万円)	836,731	735,284	625,486	756,983
経常利益 (△は損失) (百万円)	△48,933	7,407	89,498	657,504
親会社株主に帰属する当期純利益 (△は損失) (百万円)	△111,188	5,269	108,695	642,424
１株当たり当期純利益 (△は損失) (円)	△1,192.08	56.50	1,165.34	6,887.54
総資産 (百万円)	951,261	896,081	974,608	1,574,960
純資産 (百万円)	181,233	200,234	316,162	984,882
１株当たり純資産 (円)	1,110.48	1,083.88	2,339.28	9,484.35
自己資本当期純利益率(ROE) (%)	△69.4	5.1	68.1	116.5
総資産経常利益率(ROA) (%)	△4.9	0.8	9.6	51.6
自己資本比率 (%)	10.9	11.3	22.4	56.2

(注) 1．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　令和２年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を第154期の期首から適用しています。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。

2．各年度別の概況は次のとおりです。

第151期：世界経済は底堅さが維持されたものの、米中貿易摩擦の激化、中国経済の減速、英国のEU離脱可能性など、先行きに不透明感を残す展開となりました。このような状況下、当社は変化する事業環境に対応するため、収益力の改善及び市況の影響を受けやすい船隊の縮減を目的とした構造改革を実施し、損失を計上しました。また、同時に「選択と集中」による経営資源の再配置を実施しました。

第152期：世界経済は、前年度 に引き続き成長減速懸念、地政学的な不透明感などが残るなか、2020年に入り新型コロナウイルス感染症拡大の影響による消費・製造の低迷などもあり、世界各国の経済活動が大きく制限されるなど、非常に厳しい状況となりました。このような事業環境のもと、前期に行った構造改革の効果、自動車船事業の大幅な航路改編と運賃修復の取組み、安定収益事業の積み上げを強化してきたことに加え、当社持分法適用関連会社であるONE社による業績の大幅な改善などにより、営業、経常及び当期の全段階での黒字を確保しました。

第153期：世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う行動制限や外出自粛の動きを受け、リーマン・ショックを上回る戦後最大のマイナス成長となりました。当社は、コロナ禍が当社グループの事業環境に及ぼす影響を踏まえ、8月に経営計画を策定し、ドライバルク船・自動車船を中心とした船隊規模適正化や投資の厳選、流動性の確保と、海外ターミナルなどの資産売却によるダメージコントロールに注力してまいりました。これに加えて、当社持分法適用関連会社であるONE社の業績が、旺盛な需要に対応した機動的なオペレーションによる効果と高水準で推移した運賃市況などにより、大きく改善したことも相まって、2020年代半ばの目標であった自己資本拡充を大幅に前倒しで達成しました。

第154期：前記「⑴事業の経過及びその成果」（26頁から30頁まで）に記載のとおりです。

売上高(億円)

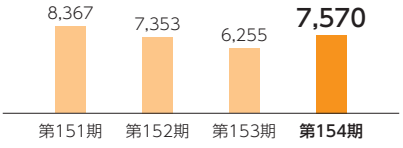

経常利益(億円)

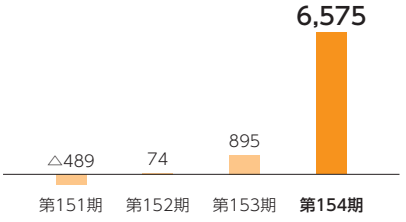

親会社株主に帰属する当期純利益(億円)

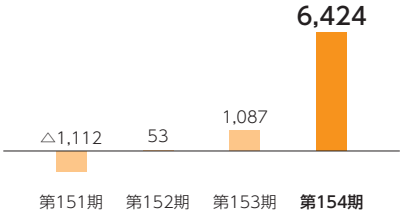

ROE(%)

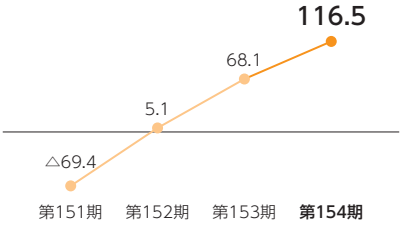

ROA(%)

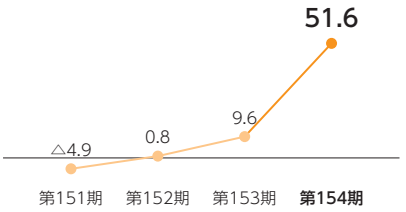

自己資本比率(%)

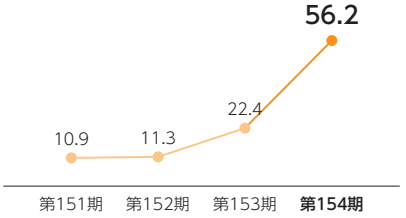

【ご参考】＜燃料油価格の推移＞

(単位：US$／MT※)
※MT：メトリックトン（1メトリックトンは1,000キログラム）

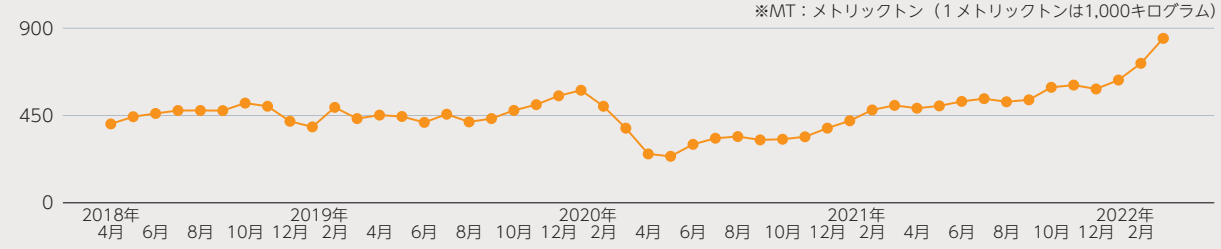

【ご参考】＜為替レートの推移＞

(単位：円／US$)

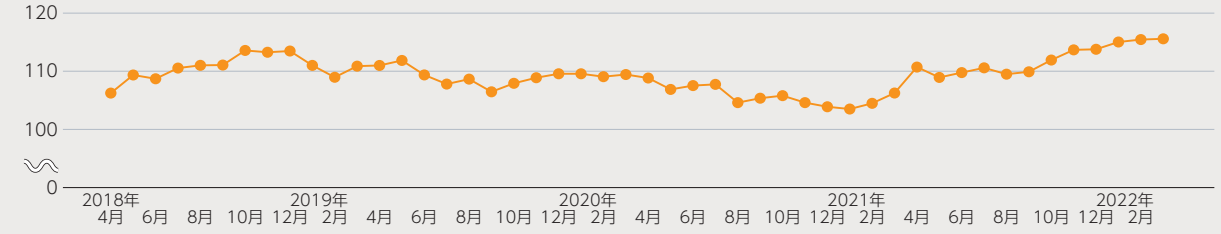

(3)設備投資等の状況

当社グループでは、当期に全体で434億42百万円の設備投資を実施しました。

ドライバルクセグメント、エネルギー資源セグメント及び製品物流セグメントにおいて、船舶建造を中心にそれぞれ152億51百万円、46億16百万円及び225億9百万円の設備投資を実施しました。

上記のほか、船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等において10億63百万円の投資を実施しました。

一方、船舶を中心に463億82百万円の固定資産売却を実施しました。

(4)資金調達の状況

当社は2021年９月に、脱炭素化へ向けたトランジション戦略を更に推進すべく、本邦初となる約1,100億円のトランジション・リンク・ローン（資金使途不特定型）を組成しました。

(5)対処すべき課題

2022年度は、ロシア・ウクライナ情勢の不透明感はあるものの、各国での財政出動で積み上がった家計貯蓄を背景とした消費拡大により、世界経済は一定の回復傾向にあると見られます。海上荷動きは、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて物流の混乱が続いていますが、徐々に安定化に向かう見込みです。

当社グループは、2021年５月にローリングプランでの経営計画を策定し、自営事業４本柱の磨き上げ、アジアを中心としたグローバル展開の加速、新たな事業領域への挑戦、コンテナ船事業の競争力向上、継続的な財務基盤の拡充に取り組んでまいりました。その結果、2021年度に自営事業では全セグメントでの黒字化を達成し、持分法適用関連会社であるONE社では高水準で推移したコンテナ船市況により好業績を残したことで、当社グループの経常利益、当期純利益はともに予想を上回りました。また、自己資本の拡充は2030年度目標を前倒しで達成するとともに不採算船・事業からの撤退による構造改革を達成しています。

事業環境が大きく変化しているなか、当社グループは2022年５月に５か年の中期経営計画を公表しました。当社グループならではの強みを生かし、自社と社会の低炭素・脱炭素化を契機として、船隊の代替燃料船への移行を進めるとともに、エネルギーインフラの転換を支援してまいります。この事業機会を確実に捉え、収益性と成長性を高めていくためにも、経営資源の集中と顧客とのパートナーシップの強化により企業価値の持続的な向上につなげてまいります。その実現のため、事業戦略の実行、事業基盤の構築、資本政策の明確化に取り組みます。

【事業戦略】

事業ポートフォリオの新しい枠組みにより事業の役割を類型化し、各事業の役割に応じた戦略的方向性を明確化しました。

自社と社会の低炭素･脱炭素化を機会として「成長を牽引する役割の事業」には、経営資源を集中的に配分して事業成長を実現します。「スムーズなエネルギー転換をサポートし新たな事業機会を担う役割の事業」では、事業リスクの最小化を図りながらも、代替燃料需要への対応を推進します。「稼ぐ力の磨き上げで貢献する役割の事業」では、契約期間と船舶保有期間を整合させることでライトアセット化を進めます。これら３つのポートフォリオについては、戦略的な事業資産の入れ替えを継続的に検討します。

「株主として事業を支え収益基盤を安定させる役割の事業」では、継続的な人的支援と経営ガバナンスへの

関与を通じた企業価値の最大化を目指します。「新規事業領域」では、当社グループのシナジーを追求し、当社の強みを生かせる事業領域を拡張してまいります。

【事業基盤】

事業戦略を実現するための強固な事業基盤を構築します。当社グループの提供価値の源泉である、人材・組織とそれらを支えるシステム・技術に投資することで、当社グループならではの技術や専門性を磨き上げ、組織的な営業力を通じて顧客のニーズに合致した付加価値を提供してまいります。

【資本政策】

最適資本構成に基づき、中長期的な事業環境変化を捉えた成長投資、資本効率の最適化、財務基盤の維持・向上、株主還元に対する資源配分を戦略的に実行します。基礎配当に加え、追加配当・自己株式取得を機動的に実施することで株主価値の向上に努めます。また、経営管理の更なる高度化及び事業投資マネジメント導入による投資規律の維持・強化により、財務基盤の安定と最適化を進めてまいります。

(6)重要な子会社等の状況(2022年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
川崎近海汽船株式会社	2,368 百万円	(50.7)	海運業
ケイラインロジスティックス株式会社	600 〃	91.9	航空運送代理店業
ケイラインローローバルクシップマネージメント株式会社	400 〃	100.0	船舶管理業
株式会社ダイトーコーポレーション	842 〃	(51.0)	港湾運送業
日東物流株式会社	1,596 〃	(51.0)	港湾運送業
北海運輸株式会社	60 〃	80.1	港湾運送業
“K” LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	3,397 万米ドル	(100.0)	海運業
“K” LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED	3,590 〃	(100.0)	海運業
“K” LINE PTE LTD	4,114 〃	100.0	海運業
OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.	300,000 〃	(31.0)	海運業

(注) 1. 出資比率欄の（ ）内数値は、子会社等保有の出資比率を含んでいます。
2. 川崎近海汽船株式会社の出資比率50.7%は、他の子会社の出資比率3.1%を含んでいます。
3. 株式会社ダイトーコーポレーション及び日東物流株式会社の出資比率は、当社が51%出資するKLKGホールディングス株式会社の出資によるものです。
4. “K” LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED及び“K” LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITEDの出資比率は、当社の100%出資子会社である“K” LINE HOLDING (EUROPE) LIMITEDの出資によるものです。
5. K LINE OFFSHORE ASは、2022年度上半期に清算予定のため、重要な子会社から除外しています。
6. OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.の出資比率は、当社が31.0%出資しているオーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社の出資によるものです。同社は、コンテナ船事業を運営する持分法適用関連会社ですが、重要性の観点から記載しています。

(7)主要な拠点等(2022年３月31日現在)

① 当社

名　　称	所　　在　　地
本社	東京都千代田区内幸町二丁目１番１号（飯野ビルディング）
本店	神戸市中央区海岸通８番（神港ビルヂング）
名古屋支店	名古屋市中村区那古野一丁目47番１号（名古屋国際センタービル）
関西支店	神戸市中央区海岸通８番（神港ビルヂング）
海外駐在員事務所	台北、マニラ、ヤンゴン、デュバイ

② 子会社等

会　　社　　名	所　　在　　地
川崎近海汽船株式会社	東京、釧路、札幌、苫小牧、八戸、那珂、静岡、大阪、北九州、大分、日南
ケイラインロジスティックス株式会社	東京、船橋、名古屋、大阪
ケイラインローローバルクシップマネージメント株式会社	神戸、東京、フィリピン
株式会社ダイトーコーポレーション	東京、千葉、横浜
日東物流株式会社	神戸、東京、名古屋、大阪、倉敷
北海運輸株式会社	釧路、札幌、苫小牧、東京
“K” LINE BULK SHIPPING（UK）LIMITED	英国
“K” LINE LNG SHIPPING（UK）LIMITED	英国
“K” LINE PTE LTD	シンガポール
OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.	シンガポール

(注)川崎近海汽船株式会社は、八戸―室蘭航路休止により、2022年2月に室蘭支店を休止しています。

③ その他の海外主要拠点

韓国、中国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、インド、豪州、英国、ドイツ、ベルギー、米国、メキシコ、ペルー、チリ、ブラジル、南アフリカ

(８)従業員の状況(2022年３月31日現在)

セグメントの名称	ドライバルク	エネルギー資源	製品物流	その他	全社 (共通)	合計
従業員数 (名)	160	212	3,697	680	409	5,158
前期末	165	203	4,145	1,192	375	6,080
前期末比増減	▲5	9	▲448	▲512	34	▲922

(注)1.「全社（共通）」として記載している従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。
2.従業員数減少の主な理由は、2021年６月に、連結子会社であるCENTURY DISTRIBUTION SYSTEMS, INC.の当社保有株式全てを第三者に譲渡したことによるものです。

(９)船舶の状況(2022年３月31日現在)

セグメントの名称			ドライバルク	エネルギー資源		製品物流			合計
船種			ドライバルク船	油槽船・電力炭船	液化天然ガス輸送船・オフショア支援船	自動車船	近海船・内航船	コンテナ船	
区分	所有	隻	48	19	5	33	25	11	141
		重量トン	5,888,871	2,361,310	406,780	446,112	233,488	849,856	10,186,417
	傭船	隻	126	27	2	50	19	30	254
		重量トン	16,601,473	2,782,450	152,272	916,112	255,558	2,970,195	23,678,060
合計		隻	174	46	7	83	44	41	395
		重量トン	22,490,344	5,143,760	559,052	1,362,224	489,046	3,820,051	33,864,477

(注)所有船の隻数は共有船を含み、重量トン数は共有船の当該船舶における他社持分を含んでいます。

(10)事業の譲渡、合併等企業再編行為等

２021年６月に、連結子会社であるCENTURY DISTRIBUTION SYSTEMS, INC. の当社保有株式全てをSun Capital Partners, Inc.が運営する投資ファンドに譲渡しました。

(11)その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、海外の競争法当局による調査の対象になっています。また、一部の国において当社グループを含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されています。

当社及び連結子会社である川崎近海汽船株式会社（以下、「川崎近海汽船」という）は、2022年６月１日を効力発生日とし、当社を株式交換完全親会社、川崎近海汽船を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換契約は、2022年５月10日に開催した川崎近海汽船の臨時株主総会の決議による承認を受けました。

2 会社の株式に関する事項（2022年３月31日現在）

(１)発行可能株式総数　200,000,000株

(２)発行済株式の総数　93,938,229株

(３)株主数　35,039名

(４)大株主(上位10名)

株　主　名	持株数（千株）	持株比率（％）
イーシーエム　エムエフ	10,716	11.43
ゴールドマン　サツクス　インターナシヨナル	10,596	11.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,540	11.24
エムエルアイ　フオー　セグリゲーテイツド　ピー　ビー　クライアント	5,651	6.02
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	5,149	5.49
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	4,841	5.16
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,714	3.96
今治造船株式会社	2,352	2.50
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 川崎重工業口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	2,035	2.17
株式会社みずほ銀行	1,868	1.99

(注)持株比率は自己株式（197,459株）を控除して計算しています。

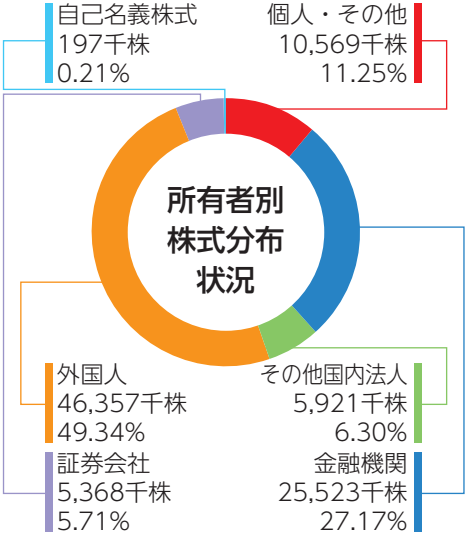

(５)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中の該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等(2022年3月31日現在)

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
明珍幸一	代表取締役社長（社長執行役員）	CEO
浅野敦男	代表取締役（副社長執行役員）	社長補佐、ドライバルク事業ユニット統括、船舶・先進技術・造船技術・GHG削減戦略・環境ユニット統括
鳥山幸夫	代表取締役（専務執行役員）	CFOユニット（経営企画・調査・サステナビリティ推進・IR・広報・財務・会計・税務）統括、CFO（チーフファイナンシャルオフィサー）
針谷雄彦	代表取締役（専務執行役員）	エネルギー資源輸送事業ユニット統括
園部恭也	取締役（専務執行役員）	製品輸送事業ユニット（自動車船、物流・港湾・関連事業）統括
新井　真	取締役（常務執行役員）	法務・企業法務リスク・コンプライアンス統括ユニット統括、内部監査担当補佐、CCO（チーフコンプライアンスオフィサー）
山田啓二	取締役	報酬諮問委員会委員長、学校法人京都産業大学理事、京都産業大学学長特別補佐、同大学法学部法政策学科教授、株式会社堀場製作所社外監査役、株式会社トーセ社外取締役
内田龍平	取締役	Effissimo Capital Management Pte Ltd ディレクター
志賀こず江	取締役	指名諮問委員会委員長、白石綜合法律事務所オフ・カウンセル
亀岡　剛	取締役	出光興産株式会社特別顧問
荒井邦彦	監査役（常勤）	
芥川　裕	監査役（常勤）	
原澤敦美	監査役	五十嵐・渡辺・江坂法律事務所パートナー、リコーリース株式会社社外取締役、株式会社ギックス社外監査役
久保伸介	監査役	共栄会計事務所代表パートナー、日本航空株式会社社外監査役

(注) 1. 取締役山田啓二氏、内田龍平氏、志賀こず江氏及び亀岡剛氏は、社外取締役です。なお、当社は山田啓二氏、志賀こず江氏及び亀岡剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 監査役原澤敦美氏及び久保伸介氏は、社外監査役です。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 監査役荒井邦彦氏は、当社の現地法人における在勤も含め国内外での幅広い業務を通じて、監査役芥川裕氏は、株式会社みずほ銀行における幅広い経験及び同社執行役員として会社経営に携わった経験を通じて、監査役久保伸介氏は、日本の公認会計士資格を有し、国内外の監査法人事務所での勤務を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 取締役田中誠一氏は、任期満了により2021年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって退任しています。
5. 取締役山田啓二氏は、学校法人京都産業大学理事、京都産業大学の学長特別補佐及び法学部法政策学科教授、株式会社堀場製作所の社外監査役並びに株式会社トーセの社外取締役です。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

6. 取締役内田龍平氏は、Effissimo Capital Management Pte Ltdのディレクターです。同社は当社の発行済株式総数の38.99%を保有している旨の大量保有報告書を提出しています。
7. 取締役志賀こず江氏は、白石綜合法律事務所のオフ・カウンセルです。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
8. 取締役亀岡剛氏は、出光興産株式会社の特別顧問です。当社は同社との間に業務上の取引がありますが、年間取引高は当社連結売上高の２%未満であり、同社の連結売上高の１%未満です。
9. 監査役山内剛氏は、辞任により2021年６月23日開催の定時株主総会終結の時をもって退任しています。
10. 監査役原澤敦美氏は、五十嵐・渡辺・江坂法律事務所のパートナー弁護士、リコーリース株式会社の社外取締役及び株式会社ギックスの社外監査役です。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
11. 監査役久保伸介氏は、共栄会計事務所代表パートナーです。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また、同氏は日本航空株式会社の社外監査役です。当社の航空貨物事業において同社と取引がありますが、年間取引高は当社連結売上高の１%未満であり、かつ同社の連結売上高の１%未満です。

(２)取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬		
		月例報酬	業績連動賞与	業績連動型株式報酬	
取締役(社外取締役を除く)	302	286	－	15	6
社外取締役	37	37	－	－	4
合計	340	324	－	15	10
監査役(社外監査役を除く)	62	62	－	－	3
社外監査役	18	18	－	－	2
合計	81	81	－	－	5

(注) 1.上記には、2021年６月23日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役１名が含まれています。
2.上記業績連動型株式報酬には、当事業年度に費用計上した金額15百万円を記載しています。

② 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年６月24日開催の定時株主総会の決議において、報酬年額総額600百万円以内としたうえで、業績連動型株式報酬制度を導入し、決議した総額の枠内で、具体的な支給額の決定を取締役会に一任することを決議しています。なお、当該株主総会終結時点の取締役は９名（うち社外取締役３名）です。

当社は、2016年６月24日開催の定時株主総会の決議に従い、2018年３月末日で終了する事業年度から2021年３月末日で終了する事業年度までの４事業年度（以下、当該４事業年度の期間、及び当該４事業年度の経過後に開始する４事業年度毎の期間を、それぞれ「対象期間」という。なお、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続する。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役等への交付を行うための株式の取得資金として、480百万円を上限とする金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託を設定しています。

監査役の報酬限度額は、2006年６月26日開催の定時株主総会において、報酬月額総額12百万円以内と決議しています。なお、当該株主総会終結時点の監査役は４名（うち社外監査役２名）です。

③　取締役の個人別の報酬等に関する方針

a.取締役の個人別の報酬等に関する方針の決定方法

・取締役の個人別の報酬の決定方針は、2015年11月27日開催の取締役会において制定された「川崎汽船コーポレートガバナンス・ガイドライン」第13条に基づいて決定しています。

b.取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容の概要

・取締役の個人別の報酬の額は、業績を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬の水準にも照らし適正な額としており、業務執行取締役の報酬は、中長期的な業績やこれらの者が負う潜在的なリスクを反映させ、当該業務執行取締役の当社の持続的な成長と企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとしています。また、社外取締役の報酬は、各社外取締役の当社の業務に関する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、業績連動型の要素は含まないものとしています。

c.取締役会が取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断した理由

・取締役の報酬は、報酬諮問委員会において上記方針に則り、報酬の制度設計、報酬の水準等について審議し決議のうえ、取締役会に答申を行っています。
・取締役会は報酬諮問委員会の答申を尊重して、株主総会の決議による報酬年額総額の範囲内において、各取締役の報酬を承認し、代表取締役社長が最終的に各取締役の支給額を決定しています。また、各取締役の業績連動報酬の額は、2016年６月24日開催の定時株主総会での決議の範囲内で、社内規程で定めた計算式に従い決定されています。
・上記より、当該事業年度にかかる取締役の個人別報酬の内容が取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しています。
・なお、報酬諮問委員会は全独立社外取締役、取締役会長及び社長執行役員で構成し、委員長は独立社外取締役の委員から選出することとしています。

④　取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定権限の委任に関する方針

取締役の個人別の報酬の内容については、プライバシー及び評価の的確性の観点から、取締役の職務執行状況を全般的に把握している代表取締役社長・社長執行役員CEOの明珍幸一が最終的に決定する旨、2021年６月23日の取締役会にて決議しています。

代表取締役社長が各取締役の個別の支給額を決定するに当たって、当該権限が適切に行使されるようにするために、株主総会の決議による報酬年額総額の範囲内において、報酬諮問委員会の答申及び取締役会における当該答申の承認を経ています。

なお、当該措置を講ずることによって、客観性・透明性を担保できることから、当該権限の委任が妥当であると判断しています。

⑤　業績連動報酬に係る指標、当該業績連動報酬の額の決定方法及び当該指標を選択した理由

a.業績連動報酬に係る指標、当該業績連動報酬の額の決定方法

・業績連動賞与

業績連動賞与は、主として単年度の連結業績（営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益）に連動する方式とし、支給基準の透明性と客観性を高めています。

月例（固定）報酬に乗ずる係数は、連結業績のほか、役位及び個人の貢献に応じて所定の計算式に従い役員ごとに決定を行います。係数の最小値は０％、想定標準値は５％、想定最大値は34％というイメージになります。

当該事業年度においては、連結業績が支給対象レンジに達しましたが、自営事業の厳しい業績及び配当を実施できなかったことに鑑み、業績連動賞与は支給しないこととしました。

・業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬（以下、「BBT」という）において役員に付与されるポイントは、株主と一層の価値共有を図るとともに、役員の中長期的な企業価値向上を目指すインセンティブ性を強め、より効果的に機能させるため、算定方式を当社株主総利回り（TSR(=Total Shareholders Return)。以下、「TSR」という）に連動させる以下の方式で算定するものとします。

当社TSRとTOPIX成長率との比率（以下、「TSR比率」という）及び当社TSRと他社TSRの順位付け（以下、「順位」という）を組み合わせて、固定報酬に乗ずる係数を定めることとします。

TSR比率及び順位の評価期間は３年間とし、年度毎に評価（ポイント付与）を行います。

TSR比率が50%以下の場合の係数は０％（最小値）、TSR比率が100%の場合の係数は10%（基準値）、TSR比率が150%以上の場合の係数は40%（最大値）とし、TSR比率が50%超100%未満の場合及び100%超150%未満の場合は、一定の計算式により算出するものとします。TSR比率が100%を超えた場合に乗ずる係数を高くすることで、株主価値の向上に関する役員のインセンティブが高まるように設計しています。

順位については、当社と同じ日本の総合海運会社である日本郵船株式会社及び株式会社商船三井の２社を比較対象とし、両社のTSRを当社のTSRと同じ方法にて算出して決定します。

上記で算定される係数を役員個人の固定報酬に乗じ、BBT報酬の金額を算出しポイントに換算のうえ、役員個人に付与します。

当該事業年度においては、2018年度から2020年度の３年間における当社TSRとTOPIX成長率の比率が50%超100%未満となり、固定報酬に乗じる係数は5.48%となりました。

（注）当社株主総利回り（TSR）：一定期間における当社株価上昇率＋一定期間における配当率（配当合計額÷当初株価）

b.当該指標を選択した理由

短期的な業績と中長期的な企業価値向上のバランスを適正化し、持続的な成長に向けた健全なインセンティブを役員に与えることを目指しているものです。

＜ご参考＞

報酬制度設計の概要について

区分	報酬の種類	報酬の性格	決定方法	報酬限度額
取締役	①月例報酬	固定報酬	役位に基づいて決定	年額600百万円以内
	②業績連動賞与※	変動報酬	単年度の連結業績及び個人業績評価に連動	
	③業績連動型株式報酬（BBT）※		中長期の当社株主総利回り（TSR＝Total Shareholders Return）に連動 TSR=一定期間における当社株価上昇率＋一定期間における配当率（配当合計額÷当初株価）	2018年3月期から2021年3月期までの4事業年度において ①当社から信託に拠出する株式取得資金の限度額：480百万円 ②取締役に付与する1事業年度当たりのポイント数の上限：62万ポイント（6.2万株相当）
監査役	月例報酬のみ	固定報酬	監査役の協議により決定	月額12百万円以内

※業務執行取締役に限る。

(3)社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

氏　　名	地　位	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
山田啓二	社外取締役	当期開催の取締役会18回全てに出席しました。長年にわたり行政の長として培ってきた幅広い経験・人脈と高い見識に基づき、社外取締役としての客観的視点から適宜発言や、報酬諮問委員会委員長及び指名諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の期待された役割を果たしています。
内田龍平	社外取締役	当期開催の取締役会18回全てに出席しました。総合商社、投資ファンド等での企業価値向上の取組みに関する豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役としての客観的視点から適宜発言や、当社経営及び業務遂行の適切な監督を行っていただくことで、当社グループのコーポレートガバナンス向上にも貢献するなど期待された役割を果たしています。
志賀こず江	社外取締役	当期開催の取締役会18回全てに出席しました。弁護士としての専門的な知識・経験を有し、客観的視点から適宜発言や、報酬諮問委員会委員及び指名諮問委員会委員長としての活動を通じて業務執行に対する監督等の期待された役割を果たしています。
亀岡剛	社外取締役	2021年6月就任後に開催された取締役会13回全てに出席しました。豊富な企業経営の経験と幅広い知見に基づき、社外取締役としての客観的視点から適宜発言や、報酬諮問委員会委員及び指名諮問委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の期待された役割を果たしています。
原澤敦美	社外監査役	当期開催の取締役会18回全てに出席、監査役会16回全てに出席しました。弁護士としての専門的見地から適宜発言や、社外の独立した視点に立った実効的な監査を行うなど期待された役割を果たしています。
久保伸介	社外監査役	当期開催の取締役会18回全てに出席、監査役会16回全てに出席しました。公認会計士としての専門的見地から適宜発言や、社外の独立した視点に立った実効的な監査を行うなど期待された役割を果たしています。

(4)責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しています。これに基づき、非業務執行取締役である山田啓二氏、内田龍平氏、志賀こず江氏及び亀岡剛氏並びに全監査役との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、金10百万円又は法令が定める額のいずれか高い方としています。

(5)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、意図的に違法行為を行った場合等には填補の対象としないこととしています。

連結貸借対照表 (2022年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**431,089**	**流動負債**	**251,538**
現金及び預金	247,344	支払手形及び営業未払金	62,756
受取手形、営業未収金及び契約資産	103,699	短期借入金	87,544
原材料及び貯蔵品	36,572	リース債務	26,870
繰延及び前払費用	17,659	未払法人税等	3,051
短期貸付金	4,749	独占禁止法関連損失引当金	357
その他流動資産	22,107	関係会社整理損失引当金	2,168
貸倒引当金	△1,044	傭船契約損失引当金	13,903
固定資産	**1,143,870**	賞与引当金	4,165
有形固定資産	**382,029**	役員賞与引当金	309
船舶	339,821	その他流動負債	50,411
建物及び構築物	9,817	**固定負債**	**338,538**
機械装置及び運搬具	2,904	長期借入金	277,992
土地	15,730	リース債務	24,047
建設仮勘定	9,679	繰延税金負債	9,129
その他有形固定資産	4,076	再評価に係る繰延税金負債	1,174
無形固定資産	**3,513**	役員退職慰労引当金	167
その他無形固定資産	3,513	株式給付引当金	307
投資その他の資産	**758,326**	特別修繕引当金	13,392
投資有価証券	691,809	退職給付に係る負債	6,147
長期貸付金	23,007	デリバティブ債務	3,417
退職給付に係る資産	1,228	その他固定負債	2,761
繰延税金資産	2,589	**負債合計**	**590,077**
その他長期資産	40,824	(純資産の部)	
貸倒引当金	△1,132	**株主資本**	**864,424**
		資本金	75,457
		資本剰余金	14,214
		利益剰余金	777,130
		自己株式	△2,378
		その他の包括利益累計額	**20,209**
		その他有価証券評価差額金	5,474
		繰延ヘッジ損益	△893
		土地再評価差額金	4,630
		為替換算調整勘定	12,954
		退職給付に係る調整累計額	△1,956
		非支配株主持分	**100,248**
		純資産合計	**984,882**
資産合計	**1,574,960**	**負債純資産合計**	**1,574,960**

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (自　2021年4月1日　至　2022年3月31日)

(単位：百万円)

科　　目	金　　額	
売上高		
海運業収益及びその他の営業収益		756,983
売上原価		
海運業費用及びその他の営業費用		681,605
売上総利益		75,377
販売費及び一般管理費		57,714
営業利益		17,663
営業外収益		
受取利息	671	
受取配当金	2,226	
持分法による投資利益	640,992	
為替差益	10,742	
その他営業外収益	1,470	656,103
営業外費用		
支払利息	10,305	
デリバティブ評価損	2,003	
資金調達費用	3,467	
その他営業外費用	487	16,263
経常利益		657,504
特別利益		
固定資産売却益	19,758	
関係会社株式売却益	8,967	
その他特別利益	1,379	30,105
特別損失		
減損損失	18,159	
傭船解約金	7,262	
関係会社整理損失引当金繰入額	2,168	
その他特別損失	924	28,516
税金等調整前当期純利益		659,093
法人税、住民税及び事業税	8,665	
法人税等調整額	3,794	12,459
当期純利益		646,633
非支配株主に帰属する当期純利益		4,209
親会社株主に帰属する当期純利益		642,424

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月17日

川崎汽船株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　内田　聡
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　寒河江　祐一郎
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小林　雅史

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、川崎汽船株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川崎汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表 (2022年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**355,036**
現金及び預金	199,868
海運業未収金	62,662
契約資産	8,366
立替金	4,660
貯蔵品	30,225
繰延及び前払費用	16,881
代理店債権	8,023
短期貸付金	13,008
その他流動資産	12,297
貸倒引当金	△956
固定資産	**369,054**
有形固定資産	**66,820**
船舶	58,259
建物	891
構築物	48
機械及び装置	26
車両及び運搬具	88
器具及び備品	201
土地	4,587
建設仮勘定	2,460
その他有形固定資産	257
無形固定資産	**440**
ソフトウェア	399
その他無形固定資産	41
投資その他の資産	**301,792**
投資有価証券	18,586
関係会社株式	177,958
出資金	532
関係会社出資金	3,596
長期貸付金	5,764
従業員長期貸付金	257
関係会社長期貸付金	46,083
長期前払費用	17,620
前払年金費用	1,789
リース投資資産	23,186
敷金及び保証金	1,618
その他長期資産	5,475
貸倒引当金	△677
資産合計	**724,090**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**258,215**
海運業未払金	56,797
１年内償還予定の社債	7,000
短期借入金	133,847
リース債務	2,264
未払金	7,792
未払費用	342
未払法人税等	236
前受金	1,213
契約負債	15,828
預り金	8,122
代理店債務	1,015
独占禁止法関連損失引当金	357
傭船契約損失引当金	18,207
債務保証損失引当金	2,112
賞与引当金	2,218
役員賞与引当金	116
その他流動負債	741
固定負債	**193,031**
長期借入金	173,873
リース債務	12,615
退職給付引当金	590
株式給付引当金	307
特別修繕引当金	18
繰延税金負債	4,257
再評価に係る繰延税金負債	877
その他固定負債	491
負債合計	**451,246**
(純資産の部)	
株主資本	**269,331**
資本金	75,457
資本剰余金	1,300
資本準備金	1,300
利益剰余金	194,904
その他利益剰余金	194,904
圧縮記帳積立金	100
繰越利益剰余金	194,803
自己株式	△2,330
評価・換算差額等	**3,512**
その他有価証券評価差額金	4,740
繰延ヘッジ損益	△3,285
土地再評価差額金	2,057
純資産合計	**272,843**
負債純資産合計	**724,090**

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 （自　2021年4月1日　至　2022年3月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
海運業収益		
運賃	417,823	
貸船料	109,780	
その他海運業収益	23,716	551,320
海運業費用		
運航費	208,109	
船費	9,471	
借船料		
借船料	277,369	
傭船契約損失引当金繰入額	17,993	
その他海運業費用	24,573	537,516
海運業利益		13,803
その他事業収益	52	
その他事業費用	22	
その他事業利益		29
営業総利益		13,832
一般管理費		18,797
営業損失（△）		△4,964
営業外収益		
受取利息	898	
為替差益	10,697	
受取配当金	254,721	
その他営業外収益	836	267,153
営業外費用		
支払利息	6,067	
社債利息	73	
デリバティブ評価損	1,972	
資金調達費用	4,732	
貸倒引当金繰入額	△6	
債務保証損失引当金繰入額	653	
その他営業外費用	239	13,733
経常利益		248,455
特別利益		
関係会社株式売却益	6,968	
固定資産売却益	2,714	
その他特別利益	168	9,851
特別損失		
減損損失	15	
関係会社株式評価損	23,965	
傭船解約金	6,808	
その他特別損失	983	31,772
税引前当期純利益		226,534
法人税、住民税及び事業税	718	
法人税等調整額	△143	574
当期純利益		225,959

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月17日

川崎汽船株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	内　田　　聡
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	寒河江　祐一郎
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	小　林　雅　史

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、川崎汽船株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査役監査基準および監査計画等の監査の基本方針を定め、監査環境の整備を行い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、意見交換および審議を行いました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針と監査計画等に基づき、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び使用人並びにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社グループは自動車等の貨物の輸送に関して、海外の競争法当局による調査の対象になっています。監査役会としては、当社グループを挙げて競争法コンプライアンス体制強化の諸施策を推進し、再発防止の徹底に取り組んでいることを確認しております。今後ともコンプライアンス体制の強化及び企業倫理の徹底が図られるよう注視してまいります。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人　EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月19日

川崎汽船株式会社　監査役会

常勤監査役　荒井邦彦 ㊞

常勤監査役　芥川　裕 ㊞

社外監査役　原澤敦美 ㊞

社外監査役　久保伸介 ㊞

以　上

第154期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

主要な事業内容

主要な借入先

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に
適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に
適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

第154期（2021年４月１日～2022年３月31日）

川崎汽船株式会社

本内容は、法令及び定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.kline.co.jp/ir/stock/meeting.html)に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

主要な事業内容（2022年３月31日現在）

ドライバルクセグメント	ドライバルク事業
エネルギー資源セグメント	油槽船事業、電力事業、液化天然ガス輸送船事業、海洋事業
製品物流セグメント	自動車船事業、物流事業、近海・内航事業、コンテナ船事業
その他	船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等

主要な借入先（2022年３月31日現在）

借　入　先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	93,632
株式会社日本政策投資銀行	77,293
三井住友信託銀行株式会社	36,729
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	34,061
農林中央金庫	18,835

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

⑴　会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

⑵　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	支払額
①　当社が支払うべき会計監査人の報酬等	90百万円
②　当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	168百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額については区分して記載していません。

なお、当社の重要な子会社等のうち“K” LINE BULK SHIPPING（UK）LIMITED、“K” LINE LNG SHIPPING（UK）LIMITED、“K” LINE PTE LTD、OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っています。

⑶　会計監査人の報酬等の額に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

⑷　会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務）の内容

該当事項はありません。

⑸　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために必要なものとして法令等で定める体制の整備に引き続き取り組んでまいります。
具体的には、取締役会が内部統制システムを構築し、有効性を評価し、その機能を確保していく責務を負っていくこととしています。
以下のような体制を構築していますが、不断の見直しにより内部統制の実効性を高めるよう、今後も必要に応じて改善を図ります。

（1）当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を制定し、法令及び企業倫理の遵守（コンプライアンス）をグループ企業の行動原則の一つとして掲げています。取締役はコンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備することを定めており、当社は以下を継続して実行しています。
① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「取締役会規則」に基づき、取締役会の適正な運営を図っています。
② 取締役会で選任された執行役員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、執行役員が遵守すべき事項を「執行役員規則」に規定するとともに、執行の委任を受けた担当業務を積極的かつ誠実に遂行するものとしています。
③ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「就業規則」等の社内規則を整備しています。
④ 内部監査グループは、内部統制システムの監視・検証を通じて、その整備、維持、向上に関する取締役会の責務遂行を支援しています。
⑤ 社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っています。
⑥ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実を早期に認識し適切に対応するため、「ホットライン制度」と称する内部通報制度を設けています。通報窓口は社内窓口に加えて、外部窓口として弁護士事務所を指定しています。この制度は「ホットライン制度規程」に基づき運用されるものとしています。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「取締役会規則」及び「文書規程」に基づき、定められた保存期間中、検索性の高い状態で適切に管理され、常時閲覧可能な状態を維持しています。

（3）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、業務執行に係る危険（リスク）として以下を認識し、個々のリスクについて対応体制を整備するとともに、危機管理委員会により、危機・リスク管理活動全般を掌握・推進しています。
－船舶事故（海洋汚染含む）
－大災害
－コンプライアンス上の問題
－その他の経営上のリスク

（4）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を採用し、職務執行の意思決定が迅速になされるよう図っています。取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督する機関であり、毎月１回以上開催しています。

なお、取締役会の書面決議制度を導入し、機動的な取締役会運営を図ることを可能としています。

取締役会に加え、取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、事業ユニットを統括する統括執行役員及び経営企画、財務、会計担当執行役員並びに監査役が出席する経営会議を原則として毎週開催し、自由な討議を通して社長執行役員の意思決定に資する体制を整備しています。

（5）当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する行動指針として、「グループ企業行動憲章」を定め、これを基礎として当社グループ各社で諸規則を定めています。さらに当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保しています。

① グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し重要事項等を当社所管部署に報告させています。また、当社は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する事実が発生した場合には、各社のホットライン制度に加え当社ホットライン窓口への通報も可能としています。さらに当社は、「グループ経営協議会」を年２回開催し、グループ会社との間で情報交換を行っています。

② グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、それぞれの規模、特性に応じ自立的に危機管理体制を整備しています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し、各社の特性に応じた業務執行の危険（リスク）について当社への報告を義務づけており、危機管理委員会等において対応することとしています。

③ グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社は、原則として自立的に経営を行っています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の一定の重要事項については、承認、協議又は報告を要するものとしています。

④ グループ会社の取締役等及び従業員の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ企業行動憲章」を制定し、これをグループ会社に遵守させると同時に、各社の特性に応じて独自の「企業行動憲章実行要点」を制定させ、その内容の確認を行っています。

また、当社は、内部監査グループ等によりグループ会社の内部統制システムの整備及び遵守状況をモニタリングしています。

（6）当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役の職務を補助すべき使用人（監査役補助者）を任命し、監査役会の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務に従事させています。

（7）監査役補助者の当社の取締役からの独立性に関する事項
当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役補助者は、原則として他の職務を兼任せず、やむを得ず兼任を命ずる場合は監査役会の事前同意を得るものとしています。また、監査役補助者の業績評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、異動については監査役会の事前同意を得ることとしています。

（8）当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役補助者からの資料請求、報告要求があったときは、速やかに資料提出、報告を行っています。

（9）当社の取締役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制
当社の取締役、執行役員及び従業員は、「監査役への報告体制等に関する規程」に基づき、取締役会及びその他の重要な会議の場で、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに担当業務の執行状況の報告を監査役に対して随時行うとともに、コンプライアンス上の問題その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを速やかに監査役会に報告することとしています。取締役は、監査役又は監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行うこととしています。さらに、内部監査グループは、自ら実施する監査について監査役会に適宜報告を行うとともに、監査役会の求めに応じて追加監査を実施するものとしています。
グループ会社の取締役、監査役及び従業員は、「関係会社業務処理規程」により、コンプライアンス上の問題その他所定の重要事項について当社の所定部署に報告を行い、当該所定部署が必要に応じ、当社の監査役に報告するものとしています。また、当社は、「グループ会社監査役連絡会」を開催し、情報の共有に努めています。

（10）前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「監査役への報告体制等に関する規程」及び「関係会社業務処理規程」において、当社の監査役へ報告した当社及びグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、当社及びグループ会社が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行ってはならないものと定めています。

（11）当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還及び債務の処理を行う方針としており、当該費用の前払い又は償還及び債務の処理を行っています。

（12）その他、当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と代表取締役との定期的な会合や内部監査グループとの連携等、監査環境の整備に協力しています。

（13）財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制システムの有効性の継続的な評価、改善を実施しています。

（14）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社グループは、「社会秩序や市民の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは断固たる態度をもって対決する」旨を、「グループ企業行動憲章」にて宣言しています。
当社は、反社会的勢力の対応部署を定め、平素から警察、専門の顧問弁護士等の外部機関と、反社会的勢力の排除及び一切の関係遮断に向けて連携しながら当社グループにおける反社会的勢力に対する対応を迅速かつ適切に取れる体制を構築しています。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

（1）当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に対する取組みの状況
「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を周知し、コンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備するための取組みとして、以下を実施しました。
①2017年１月に制定した「川崎汽船グループ グローバルコンプライアンスポリシー（以下、「グローバルポリシー」という）」は、グローバルなレベルでのグループコンプライアンス体制を強化するためのもので、当社及びグループ会社役職員に遵守を義務づけています。また、専任部署によるセミナー開催、ガイドブック配布、専門委員会の活動等を通じて、グローバルポリシーが当社及びグループ会社役職員の日常業務の行動指針となるよう取り組んでいます。
②国内外の競争法コンプライアンスに関して、役職員に対しては独占禁止法遵守規程の遵守を徹底させ、専任部署による継続的な教育・啓蒙活動の推進を通じて競争法に関するコンプライアンスの意識を徹底すべく、更なる強化に取り組んでいます。また、業務監査を実施し、コンプライアンスに向けた施策の実施状況を監視・監督しています。同業他社との接触についても、接触の性質に応じて事前の届出及び承認、内容の記録作成・保存等を厳格に運用しています。
③贈収賄防止の実効性を高めるために、グローバルポリシー（反贈収賄法個別ポリシー含む）に基づき、当社は、腐敗のない海運業界を目指した取組みを行っているMaritime Anti-Corruption Network（MACN）のメンバーとして、反腐敗・贈収賄防止の取組みを強化しています。
④2019年11月にグローバルポリシー（経済制裁・反マネーロンダリング個別ポリシーの追加）を改正し、当社及びグループ会社役職員に当社グループのビジネスに対して適用される経済制裁規制並びに反マネーロンダリング及びテロ資金供与に関するルールの遵守を徹底しています。
⑤当社は、当社及び国内グループ会社の役職員からの内部通報を受け付ける「ホットライン窓口」に加えて、海外グループ会社の役職員からの内部通報を受け付ける「グローバルホットライン窓口」も設置し、国内外にわたる当社グループの事業でのコンプライアンス問題の未然防止とリスクの早期発見及び是正に取り組んでいます。また、通報に関する情報の秘密保持と通報者保護を徹底し、通報者が安心して利用できる体制を整えています。
⑥社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会を通じて、当社及びグループ会社のコンプライアンスを担保するための方針及びコンプライアンス違反に対する対応措置を審議しています。また、コンプライアンスの最高責任者であるCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）のもと、組織全体のコンプライアンス体制を強化しています。
⑦毎年11月をコンプライアンス月間と位置づけ、当社及びグループ会社役職員にコンプラ

イアンスの重要性を再認識させるため、社長メッセージを配信するとともに、コンプライアンスeラーニング研修、外部講師を招いたコンプライアンスセミナーを開催しています。また、階層別人事研修の中でコンプライアンス研修を実施し、個別テーマ（インサイダー取引規制、ハラスメント防止等）セミナーも、適宜開催しています。このほかにも、特に注意喚起を要するコンプライアンス関連の重要事項を「コンプライアンス通信」として、適宜配信しています。

（2）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に対する取組みの状況
危機・リスク管理活動全般を掌握・推進する危機管理委員会を２回の定例会に加え、臨時に８回開催しました。また、船舶事故発生を想定した訓練である大規模事故対応演習を2021年10月に実施しました。

（3）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に対する取組みの状況
取締役会は社外取締役４名を含む取締役10名で構成され、18回開催しました。経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督しました。
また、経営会議は取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、事業ユニットを統括する統括執行役員及び経営企画、財務、会計担当執行役員並びに監査役等が出席し、48回開催しました。
新規案件検討時の取組み方針や留意すべき事項を確認し、社長執行役員等が重要事項の決定に資するよう協議しました。

（4）当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制に対する取組みの状況
当社は、当社グループ全体に適用する行動指針である「グループ企業行動憲章」に基づき、グループ会社各社で必要な諸規則を定めさせました。さらに、当社は「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保したうえで、以下を実施しました。
①グループ会社の重要事項や事業報告等を当社所管部署に報告させました。また、当社は、「グループ経営協議会」を開催し、グループ会社との間で情報共有をしています。
②グループ会社で発生した業務執行の危険（リスク）を当社に報告させ、コンプライアンス委員会等において対応しています。
③「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の一定の重要事項について承認、協議し、又は報告を受けています。

（5）当社の取締役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制に対する取組みの状況
当社の取締役、執行役員及び従業員は「監査役への報告体制等に関する規程」に基づき、また、グループ会社の取締役、監査役及び従業員は「関係会社業務処理規程」に基づき当社の所定部署を経由して、報告案件に応じて監査役又は監査役会に報告する体制を整備しています。また、当社は、「グループ会社監査役連絡会」を２回開催し、情報共有をしています。

連結株主資本等変動計算書

（自　2021年4月1日　至　2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	75,457	14,295	130,723	△2,373	218,103
会計方針の変更による累積的影響額			3,982		3,982
会計方針の変更を反映した当期首残高	75,457	14,295	134,706	△2,373	222,085
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			642,424		642,424
自己株式の取得				△4	△4
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△80			△80
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動			△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△80	642,424	△4	642,338
当期末残高	75,457	14,214	777,130	△2,378	864,424

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,960	△3,657	4,630	△1,963	△2,879	90	97,968	316,162
会計方針の変更による累積的影響額							88	4,070
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,960	△3,657	4,630	△1,963	△2,879	90	98,056	320,233
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益								642,424
自己株式の取得								△4
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△80
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動								△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,514	2,764	－	14,917	923	20,119	2,191	22,311
当期変動額合計	1,514	2,764	－	14,917	923	20,119	2,191	664,649
当期末残高	5,474	△893	4,630	12,954	△1,956	20,209	100,248	984,882

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　249社

主要な連結子会社の名称は、事業報告「1．企業集団の現況に関する事項(6)重要な子会社等の状況」に記載のとおりです。

当連結会計年度から、重要性の観点よりG HIGHWAY SHIPPING S.A.を含む合計２社を連結の範囲に含めました。

また、株式の売却及び清算により合計20社を連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社として、千葉港栄㈱があります。

なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数　　42社

持分法適用会社のうち非連結子会社数は14社で、主要な会社として芝浦海運㈱があります。関連会社数は28社で、主要な会社としてOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.があります。

当連結会計年度から、株式の売却により１社を持分法適用の範囲から除外しています。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社（千葉港栄㈱ほか）及び関連会社（防災特殊曳船㈱ほか）はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しています。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社は９社あり、これらのうち４社については同日現在の計算書類を使用していますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また、残りの会社５社については、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一となっています。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券　：償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等　：主として移動平均法に基づく原価法

②棚卸資産　：主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

船舶　：定額法及び定率法を各船別に選択適用しています。

その他の有形固定資産　：主として定率法

ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

②無形固定資産（リース資産を除く）

：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

：自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金　：債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。

②賞与引当金　：従業員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

③役員賞与引当金　：役員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

④役員退職慰労引当金　：役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社で、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特別修繕引当金　：船舶の定期検査工事等の支出に充てるため、当連結会計年度において負担すべき支出見積額を計上しています。

⑥独占禁止法関連損失引当金　：海外競争当局によって課せられる制裁金・罰金等に充てるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。

⑦関係会社整理損失引当金　：関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、当該損失見込額を計上しています。

⑧株式給付引当金　：役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。

⑨傭船契約損失引当金　：貸船料が借船料を下回る契約から生じる可能性のある将来の損失に充てるため、当連結会計年度末において入手可能な情報に基づき、発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて損失見込額を計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として９年）による定額法等により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として９年）による定額法等により費用処理しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、航海の経過日数に基づいて海運業収益を認識し、対応する海運業費用を計上しています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

（「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係）

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号　2022年３月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係の全てに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しています。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりです。

①ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理
②ヘッジ手段である金融商品の種類　　金利スワップ
③ヘッジ対象である金融商品の種類　　長期借入金
④ヘッジ取引の種類　　キャッシュ・フローを固定するもの

(7) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

(8) 船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）を適用する予定です。

(10) のれんの償却方法及び償却期間

５年間の定額法により償却を行っています。

会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、従来は、航海の完了時に海運業収益及び対応する海運業費用を計上する航海完了基準（ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準）を採用してきましたが、当連結会計年度の期首より、航海の経過日数に基づいて海運業収益及び対応する海運業費用を計上する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累

積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しています。

この結果、当連結会計年度の売上高は13,583百万円増加し、売上原価は7,279百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6,303百万円増加し、１株当たり当期純利益金額が65円45銭増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は3,982百万円増加しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び営業未収金」は、当連結会計年度より「受取手形、営業未収金及び契約資産」に含めて表示することとしています。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微です。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

（1）前連結会計年度において、「その他営業外費用」に含めていた「デリバティブ評価損」（前連結会計年度719百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲しています。

（2）前連結会計年度において、「その他営業外費用」に含めていた「資金調達費用」（前連結会計年度1,135百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲しています。

（3）前連結会計年度において、「その他特別損失」に含めていた「関係会社整理損失引当金繰入額」（前連結会計年度62百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲しています。

会計上の見積りに関する注記

１．傭船契約損失引当金の見積り

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結損益計算書	海運業費用及びその他の営業費用	13,690百万円
連結貸借対照表	傭船契約損失引当金	13,903百万円

（2）その他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

コンテナ船事業は、2018年度OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.社（定期コンテナ船事業統合を目的とした合弁会社。以下、「ONE社」という。）事業開始後は、当社からONE社への定期傭船が始まり、従来のような船舶を運航して貨物の輸送サービスを提供する事業形態から船舶を傭船（貸船）する事業形態へと変化しました。

傭船契約損失引当金は、上記のような事業形態において、貸船料が借船料を下回る契約から生じる可能性のある将来の損失に充てるため、当連結会計年度末において入手可能な情報に基づき、発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、損失見込額を計上しているものです。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定は、傭船契約損失の発生が見込まれる対象船舶の範囲、対象船舶の傭船料（貸船料及び借船料）の金額及び傭船契約から生じる損失の継続見込み期間です。

傭船契約損失の発生が見込まれる対象船舶の範囲は、取締役会等の承認を得た予算等の前提となっている運航計画によっています。

対象船舶の傭船料（貸船料及び借船料）の金額は、当社と船主との間の傭船契約、及び当社とONE社との間の傭船契約を基礎としています。

傭船契約から生じる損失の継続見込み期間は、貸船先であるONE社との間で締結している傭船契約の期間を基礎とし、貸船料と借船料の関係が不利である状況が、対象船舶の属する市場動向や、当社グループの傭船契約への対応方針を考慮しても、当連結会計年度末から合理的に持続すると見込まれる期間です。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である傭船契約損失の発生が見込まれる対象船舶の範囲、対象船舶の傭船料（貸船料及び借船料）の金額及び傭船契約から生じる損失の継続見込み期間は、見積りの不確実性が高く、当社グループの傭船契約への対応方針や傭船市況の動向によっては追加の引当金の計上が必要となる等、傭船契約から生じる損失見込額の算定に影響を与える可能性があります。

2．収益認識における総航海日数の見積り

当社グループでは、運賃額や見積り期間における重要性から、特に重要である連結親会社（川崎汽船株式会社）の外航不定期船（製品物流を除く）の収益に係る進捗度を、重要な会計上の見積りとして判断しています。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した、当連結会計年度末までに完了していない航海に係る海運業収益及びその他の営業収益の金額

海運業収益及びその他の営業収益　　29,170百万円

(2) その他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当連結会計年度末までに完了していない航海に係る海運業収益は、総運賃額及び航海の進捗度に基づき算定します。航海の進捗度は、見積った総航海日数に対する当連結会計年度末までの経過日数に基づいて算定し、進捗度に応じて収益を認識しています。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

航海の進捗度を算定するにあたっての主要な仮定は、総航海日数です。総航海日数は天候や積揚地の混雑状況等に応じて変動し、当該変動により航海の進捗度に影響を及ぼす可能性があります。特に当連結会計年度においては、昨今の新型コロナウイルス感染症に伴う各国の検疫体制の強化などから港湾の混雑さが増していることも、総航海日数の見積りに影響を及ぼす可能性があります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である総航海日数の見積りが実績と異なることにより、航海の進捗度が変動し、翌連結会計年度の収益の額が過大又は過少となる可能性があります。

追加情報

当社は、2022年３月16日開催の取締役会決議に基づき、川崎近海汽船株式会社（以下、「川崎近海汽船」という。）との間で、同日に株式交換契約を締結しました。

株式交換の概要は、以下のとおりです。

（１）株式交換の内容

当社を株式交換完全親会社とし、川崎近海汽船を株式交換完全子会社とする株式交換

（２）株式交換の日（効力発生日）

2022年６月１日

（３）株式交換の方法

会社法第796条第２項の規定に基づく、簡易株式交換（予定）

（４）株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	川崎近海汽船 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	0.58
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：888,258株（予定）	

連結貸借対照表に関する注記

１．受取手形、営業未収金及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	594百万円
営業未収金	93,330百万円
契約資産	9,774百万円

なお、顧客との契約から生じた債権以外の債権は、その金額に重要性がないため、区分していません。

２．その他流動負債のうち、契約負債の残高　17,573百万円

３．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類	
船舶	251,468百万円
投資有価証券	21,395百万円
その他	4,584百万円
合計	277,447百万円

上記投資有価証券21,395百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当連結会計年度末現在の対応債務は存在しません。

担保に係る債務

債務区分	
短期借入金	45,686百万円
長期借入金	142,654百万円
合計	188,340百万円

4．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	362,766百万円

5．偶発債務

保証債務	5,951百万円
追加出資義務等	3,610百万円

6．土地再評価

当社及び一部の国内連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

一部の国内持分法適用会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っています。その結果、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第２条第１号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第２条第２号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第７条第１項第１号イに規定する基準地について同令第９条第１項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法、第２条第３号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法、若しくは第２条第４号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額（持分相当額）	△2,771百万円

7．その他

当社グループは、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、海外の競争当局による調査の対象になっています。また、一部の国において当社グループを含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されています。

連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、当連結注記表の「収益認識に関する注記」に記載しています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数

普通株式　93,938,229株

2．配当に関する事項

⑴ 配当金支払額

該当事項はありません。

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月23日定時株主総会	普通株式	56,244	利益剰余金	600	2022年3月31日	2022年6月24日

（注）2022年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式に対する配当金266百万円が含まれています。

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引を行わない方針です。

船舶等の有形固定資産取得のための設備投資資金のうち、外貨建てのものについては、為替変動リスクにさらされており、先物為替予約を利用してヘッジしています。借入金については、主に設備投資のための資金調達であり、このうち一部は支払金利の変動リスクにさらされていますが、金利スワップ取引等を利用してヘッジしています。また将来の外貨建ての債務の為替変動リスクに対して、通貨スワップ取引を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引については、取引権限及び限度額等を定めた決裁基準規程及びデリバティブ業務取扱細則に基づき、決裁権限者の承認を得て行っており、取引実績は定期的に執行役員会に報告しています。

2．金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額672,717百万円）は、「⑴有価証券及び投資有価証券」に含めていません。また、「現金及び預金」、「受取手形、営業未収金及び契約資産」及び「支払手形及び営業未払金」については現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しています。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(※)	時　価(※)	差　　額
⑴ 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	2	2	0
②その他有価証券	14,954	14,954	－
③関係会社株式	4,134	1,194	△2,939
⑵ 短期借入金	(87,544)	(87,527)	16
⑶ 社債	(7,000)	(6,969)	30
⑷ 長期借入金	(277,992)	(277,937)	55
⑸ デリバティブ取引	(3,203)	(3,203)	－

(※) 負債に計上されている項目及び純額で債務となった項目（「⑸デリバティブ取引」）については、（　）で表示しています。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しています。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

（1）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）（※）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券 及び投資有価証券				
その他有価証券	14,897			14,897
デリバティブ取引				
為替予約取引		352		352
運賃先物取引		(369)		(369)
通貨スワップ取引		(633)		(633)
金利スワップ取引		(2,609)		(2,609)
燃料油スワップ取引		55		55

（※）　純額で債務となった項目（「運賃先物取引」、「通貨スワップ取引」及び「金利スワップ取引」）については、（　）で表示しています。

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）（※）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券 及び投資有価証券				
満期保有目的の債券		2		2
その他有価証券		57		57
関係会社株式	1,194			1,194
短期借入金		(87,527)		(87,527)
社債		(6,969)		(6,969)
長期借入金		(277,937)		(277,937)

（※）　負債に計上されている項目については、（　）で表示しています。

（注）　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及びゴルフ会員権の時価は、取引所の価格によっています。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しています。ゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しています。満期保有目的の債券は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいており、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル２の時価に分類しています。

短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。ただし、「短期借入金」の金額に含まれている長期借入金のうち１年以内返済予定額については、下記「長期借入金」に記載の方法により時価を算定しています。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しています。また、社債には１年以内に償還予定のものを含んでおり、１年以内のものは連結貸借対照表上、流動負債の「その他流動負債」に含めています。

長期借入金

長期借入金の時価は、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

デリバティブ取引

為替予約取引、運賃先物取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引及び燃料油スワップ取引の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいており、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル２の時価に分類しています。

収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	ドライバルク	エネルギー資源	製品物流	その他（注）	合計
売上高					
顧客との契約から生じる収益	271,352	84,295	374,369	10,489	740,506
その他の収益	5,126	5,431	5,827	91	16,476
外部顧客への売上高	276,478	89,726	380,196	10,580	756,983

（注）「その他」の区分には、船舶管理、旅行代理店及び不動産賃貸・管理業等が含まれています。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約について、以下の５ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループの事業における、主な履行義務の内容は以下のとおりです。

（1）運賃

航海傭船契約では、１つの航海単位が１つの履行義務であり、個別の契約であると考えられます。取引価格については、航海ごとの請求額で算定しており、荷主と合意した金額に基づいて履行義務への配分を行っています。

航海はその性質上、企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられるため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、見積もった総航海日数に対する期末日までに経過した航海日数に基づいて行っています。

（2）貸船料

定期傭船契約では、提供したサービスの時間に基づき固定額を請求する契約等、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しています。収益認識会計基準適用指針第19項に基づいて、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	9,484円35銭
1株当たり当期純利益	6,887円54銭

1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

連結貸借対照表上の純資産額	984,882百万円
普通株式に係る純資産額	884,634百万円
普通株式の期末発行済株式数	93,938千株
普通株式の期末自己株式数	665千株
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	642,424百万円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	642,424百万円
普通株式の期中平均株式数	93,273千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自　2021年4月1日　至　2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	75,457	1,300	1,300	162	△34,877	△34,715	△2,325	39,716
会計方針の変更による累積的影響額					3,659	3,659		3,659
会計方針の変更を反映した当期首残高	75,457	1,300	1,300	162	△31,217	△31,055	△2,325	43,376
当期変動額								
圧縮記帳積立金の取崩				△61	61	－		－
当期純利益					225,959	225,959		225,959
自己株式の取得							△4	△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	△61	226,020	225,959	△4	225,954
当期末残高	75,457	1,300	1,300	100	194,803	194,904	△2,330	269,331

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,328	△550	2,057	4,835	44,551
会計方針の変更による累積的影響額					3,659
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,328	△550	2,057	4,835	48,211
当期変動額					
圧縮記帳積立金の取崩					－
当期純利益					225,959
自己株式の取得					△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,412	△2,734	－	△1,322	△1,322
当期変動額合計	1,412	△2,734	－	△1,322	224,632
当期末残高	4,740	△3,285	2,057	3,512	272,843

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式　：移動平均法に基づく原価法

②満期保有目的の債券　：償却原価法

③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等　：移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産　：移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

①船舶　：定額法

②その他の有形固定資産　：定率法

ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

①所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

：自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金	：債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。
(2) 賞与引当金	：従業員に支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
(3) 役員賞与引当金	：役員に支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
(4) 退職給付引当金	：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しています。
(5) 特別修繕引当金	：船舶の定期検査工事等の支出に充てるため、当事業年度において負担すべき支出見積額を計上しています。
(6) 独占禁止法関連損失引当金	：海外競争当局によって課せられる制裁金・罰金等に充てるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
(7) 株式給付引当金	：役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。
(8) 傭船契約損失引当金	：貸船料が借船料を下回る契約から生じる可能性のある将来の損失に充てるため、当事業年度末において入手可能な情報に基づき、発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて損失見込額を計上しています。
(9) 債務保証損失引当金	：関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を個別に勘案し、損失見込額を計上しています。

4．収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、航海の経過日数に基づいて海運業収益を認識し、対応する海運業費用を計上しています。

5．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

6．繰延資産の処理方法
　社債発行費は、支出時に全額費用処理しています。

7．船舶建造借入金の支払利息の計上方法
　船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。

8．退職給付に係る会計処理
　退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

9．連結納税制度の適用
　連結納税制度を適用しています。
（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）
　当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。
　なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告42号　2021年８月12日）を適用する予定です。

会計方針の変更に関する注記
（収益認識に関する会計基準等の適用）
　「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、従来は、航海の完了時に海運業収益及び対応する海運業費用を計上する航海完了基準（ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準）を採用してきましたが、当事業年度の期首より、航海の経過日数に基づいて海運業収益及び対応する海運業費用を計上する方法に変更しています。
　収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しています。
　この結果、当事業年度の海運業収益は13,693百万円増加し、海運業費用は8,281百万円増加

し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ5,412百万円増加し、１株当たり当期純利益金額が58円01銭増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は3,659百万円増加しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「海運業未収金」は、当事業年度より「海運業未収金」及び「契約資産」に含めて表示することとし、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「前受金」及び「契約負債」に含めて表示することとしています。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、「その他営業外費用」に含めていた「デリバティブ評価損」（前事業年度714百万円）は、重要性が増したため、当事業年度より別掲しています。

前事業年度において、別掲していた「関係会社清算損」（前事業年度2,024百万円）は、重要性がなくなったため、当事業年度においては「その他特別損失」に含めています。

会計上の見積りに関する注記

１．傭船契約損失引当金の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

損益計算書	傭船契約損失引当金繰入額	17,993百万円
貸借対照表	傭船契約損失引当金	18,207百万円

(2) その他の情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

２．収益認識における総航海日数の見積り

当社では、運賃額や見積り期間における重要性から、外航不定期船（製品物流を除く）の収益に係る進捗度を、重要な会計上の見積りとして判断しています。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した、当事業年度末までに完了していない航海に係る海運業収益の金額

海運業収益　　29,170百万円

(2) その他の情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

追加情報

当社は、2022年３月16日開催の取締役会決議に基づき、川崎近海汽船株式会社（以下、「川崎近海汽船」という。）との間で、同日に株式交換契約を締結しました。

株式交換の概要は、以下のとおりです。

（１）株式交換の内容

当社を株式交換完全親会社とし、川崎近海汽船を株式交換完全子会社とする株式交換

（２）株式交換の日（効力発生日）

2022年６月１日

（３）株式交換の方法

会社法第796条第２項の規定に基づく、簡易株式交換（予定）

（４）株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	川崎近海汽船 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	0.58
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：888,258株（予定）	

貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類	
船舶	41,376百万円
投資有価証券	6,431百万円
関係会社株式	19,501百万円
合計	67,309百万円

上記船舶41,376百万円のうち1,865百万円、投資有価証券6,431百万円及び関係会社株式19,501百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当事業年度末現在当社の対応債務は存在しません。

担保に係る債務

債務区分	
短期借入金	4,018百万円
長期借入金	26,292百万円
合計	30,310百万円

２．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額　64,439百万円

３．偶発債務

保証債務等　95,933百万円

（保証債務等には保証予約が含まれています。また、他社による再保証額123百万円を控除して記載しています。）

追加出資義務等　9,797百万円

上記保証債務等95,933百万円のうち、当社が船舶保有子会社から定期傭船している船舶に係る設備資金の借入等に対するものは、67,226百万円です。

4．土地再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第２条第１号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第２条第２号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第７条第１項第１号イに規定する基準地について同令第９条第１項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△898百万円

5．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	30,393百万円
長期金銭債権	23,129百万円
短期金銭債務	114,309百万円
長期金銭債務	1,927百万円

6．その他

当社は、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、海外の競争当局による調査の対象になっています。また、一部の国において当社を含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されています。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	営業収益	71,890百万円
	営業費用	186,274百万円
営業取引以外の取引高		241,071百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	640,959株

株式給付信託（BBT）に関する株式会社日本カストディ銀行が所有する自己の株式数につき、当事業年度末443,500株は自己株式数に含まれています。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	434百万円
賞与引当金	632百万円
投資有価証券等評価損	14,170百万円
退職給付引当金	168百万円
減損損失	1,098百万円
海運業未払金自己否認額	4,299百万円
税務上の繰延資産	824百万円
傭船契約損失引当金	5,189百万円
債務保証損失引当金	601百万円
繰延ヘッジ損失	2,050百万円
税務上の繰越欠損金	61,492百万円
繰越外国税額控除	1,115百万円
その他	650百万円
繰延税金資産　小計	92,727百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△61,492百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△30,334百万円
評価性引当額　小計	△91,827百万円
繰延税金資産　合計	900百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△40百万円
翌期合算課税見込額	△864百万円
繰延ヘッジ利益	△1,557百万円
その他有価証券評価差額金	△1,889百万円
その他	△805百万円
繰延税金負債　合計	△5,157百万円
差引：純額（繰延税金負債）	△4,257百万円

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

関連当事者との取引に関する注記

1．親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2．子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ケイラインネクスト センチュリー合同会社	所有 直接 100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入(注1)	208百万円	短期借入金	50,441百万円
				資金の返済	61百万円	－	-
				利息の支払(注1)	166百万円	－	-
子会社	"K" LINE PTE LTD	所有 直接 100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入(注1)	9,481百万円	短期借入金	9,927百万円
				利息の支払(注1)	17百万円	未払費用	8百万円
子会社	KISOGAWA SHIPPING S.A.	所有 直接 100%	傭船契約	傭船料の支払等（注2）	1,087百万円	海運業未払金	236百万円
				リース投資資産の回収（注3）	327百万円	リース投資資産	7,905百万円
				利息の受取	37百万円	その他流動資産	529百万円
関連会社	OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.（注4）	－	傭船契約等 役員の兼任	配当金の受取	214,234百万円	－	-

（注1）資金の借入については、市場金利を勘案して金利を決定しています。

（注2）傭船料の支払等については、市場価格及び調達価格を勘案して協議のうえ、価格を決定しています。

（注3）リース料については、対象資産のコスト相当額を勘案して決定しています。

（注4）OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.は、当社の持分法適用関連会社であるオーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社が、その議決権の100%を直接所有している同社の子会社です。

3．役員及び個人株主等

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,924円46銭
1株当たり当期純利益	2,421円92銭

1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

貸借対照表上の純資産額	272,843百万円
普通株式に係る純資産額	272,843百万円
普通株式の期末発行済株式数	93,938千株
普通株式の期末自己株式数	640千株
損益計算書上の当期純利益	225,959百万円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る当期純利益	225,959百万円
普通株式の期中平均株式数	93,297千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。